

観覧室兼多目的室	高校生等以下（1人1回につき）	210円	210円	210円
	その他の者（1人1回につき）	430円	430円	430円

イ 会議室

施設区分	利用時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
	会議室	1,540円	2,050円	1,020円	1,020円

別表備考第一項中「に利用する」と「に本館の会議室等若しくは障害者スポーツセンターの会議室（以下「会議室等」という。）を利用する場合又は本館のレクリエーション室若しくは障害者スポーツセンターのアリーナ等（以下「レクリエーション室等」という。）を専用利用する」に改め、同表備考第二項中「利用する」を「会議室等若しくは附属設備及び器具を利用する場合若しくはレクリエーション室等を専用利用する」に改め、同表備考第三項を次のものに改める。

- 3 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十七号

栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例

栃木県民生委員定数条例（平成二十六年栃木県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表栃木市の項中「三百九十二人」を「三百九十四人」に改め、同表日光市の項中「二百三十六人」を「二百三十七人」に改め、同表小山市の項中「二百九十二人」を「二百九十六人」に改め、同表真岡市の項中「百四十八人」を「百五十一人」に改め、同表大田原市の項中「百四十五人」を「百四十六人」に改め、同表芳賀郡芳賀町の項中「三十四人」を「三十六人」に改め、同表下都賀郡壬生町の項中「七十人」を「八十三人」に改め、同表下都賀郡野木町の項中「四十六人」を「五十一人」に改め、同表那須郡那須町の項中「五十二人」を「五十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十八号

栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県医師修学資金貸与条例（平成十七年栃木県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の第四学年から第六学年まで」を削る。

第四条第一項中「三十五万円」を「二十五万円（大学に入学した日の属する月にあつては、二十五万円に入学金に相当する額（その額が百万円を超えるときは、百万円）を加算した額）」に改める。

第十条中「借受者が」を削り、同条第一号中「第八条第一項」を「借受者が第八条第一項」に改め、同条第五号中「ほか、」の下に「借受者が」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「専門研修（第三条第一項に係る借受者にあつては、同項に定める業務に係るものに限る。）」を「第三条第二項に係る借受者が専門研修」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「臨床研修」を「第三条第二項に係る借受者が臨床研修」に改め、「（第三条第一項に係る借受者にあつては、同項に定める業務に限る。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号中「大学」を「借受者が大学」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 第三条第一項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（同項に定める業務に限る。）に従事する意思を有すると認められる場合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸与期間の二倍に相当する期間に二年を加えた期間が経過する日までの期間

第十一条第一項第二号中「従事期間」を「第一号従事期間又は第二号従事期間（以下「従事期間」という。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「規定する」を「掲げる」に、「その従事した期間（第三条第二項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に前条第二号に定める期間を加えた期間。以下「従事期間」を「同号に定める期間内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（第三条第一項に定める業務に係るものに限る。）に従事した期間（以下「第一号従事期間」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一 前条第四号に掲げる場合に該当する場合で、その従事した期間に同条第二号に定める期間を加えた期間（以下「第二号従事期間」という。）が、修学資金の貸与期間の二分の三に相当する期間に達したとき。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第六条第二項の規定による

栃木県医師修学資金（以下「旧修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の貸与の対象、貸与額並びに返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十九号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年栃木県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（医療政策課）

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百五十二条」を「一第百五十二条」に、「・第百六十二条」を「一第百六十二条」に改める。

第九十八条第一号中「登録者をいう」の下に「。以下同じ」を、「通いサービス」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通い

サービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第三号中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第四号中「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第百十二条第一号中「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。）」を加える。

第百五十一条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百五十一条の二 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみな

される通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下であること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内であること。

登 録 定 員	利 用 定 員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第

六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六十一条の二 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）が登録定員の二

分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内であること。

登 録 定 員	利 用 定 員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第二百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第一号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第二百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号及び第四号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第二百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十

一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十一号

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十四」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(国保医療課)

栃木県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十二号

栃木県建築審査会条例の一部を改正する条例

栃木県建築審査会条例（昭和二十五年栃木県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附則第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十三号

栃木県建築基準条例の一部を改正する条例

栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二百二十九条の二に」を「第二百二十九条第二項に」に、「第二百二十九条の二の二」を「第二百二十九条の二第三項」に改め、同条第二項中「第二百二十九条の二の二」を「第二百二十九条の二第三項」に改める。

第四十二条第一項中「第二百二十九条第一項第一号ロ」を「第二百二十八条の五第二項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

(建築課)

学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十四号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例（昭和三十二年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五、一五四人」を「五、一六四人」に、「二一、六六五人」を「二一、六四三人」に、「一六、八一九人」を「一六、八〇七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十五号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第3（第9条の2、第9条の3関係）

1 へき地学校等

級 別	学 校		名
	小 学 校	中 学 校	
へき地学校に準ずる学校	日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校 茂木町立中川小学校 那珂川町立馬頭西小学校 佐野市立閑馬小学校 佐野市立下彦間小学校	日光市立小来川中学校 茂木町立逆川中学校	
1 級	鹿沼市立永野小学校 日光市立中宮祠小学校 日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 日光市立湯西川小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校 佐野市立飛駒小学校 佐野市立氷室小学校	日光市立中宮祠中学校 日光市立三依中学校 日光市立足尾中学校 日光市立栗山中学校 日光市立湯西川中学校	
2 級	鹿沼市立上粕尾小学校 日光市立栗山小学校		

2 特別の地域に所在する学校

小 学 校	中 学 校
鹿沼市立西大芦小学校 大田原市立羽田小学校	茂木町立中川中学校 大田原市立佐久山中学校

附 則

- この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、この条例による改正後の栃木県公立学校職員給与条例（以下「新条例」という。）の規定によるへき地手当の月額（以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。）が施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（新条例の規定によるへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、新条例の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合においては、当該職員に係る施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間（新条例の規定によるへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

（教育委員会事務局教職員課）

栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十六号

栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「東京電力株式会社」を「電気事業法（昭和三十九年法律百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（企業局）

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十七号

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

栃木県地方警察職員定数条例（昭和二十九年栃木県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三、三九五」を「三、四一四」に、「三、八五九」を「三、八七八」に改め、同条第三項中「二四七」を「二四八」に、「九六三」を「九六九」に、「九九六」を「一、〇〇二」に、「一、〇七一」を「一、〇七七」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（警察本部警務課）

栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十八号

栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例

栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年栃木県条例第四十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年五月三十一日から施行する。

（障害福祉課）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年栃木県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項の表及び同条第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第六条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（職員総務課）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第二十四条第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県

条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第五項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百十四条・第百十五条)

目次中 第二款 人員に関する基準(第百十六条・第百十七条)

第三款 設備に関する基準(第百十八条・第百十九条)

第四款 運営に関する基準(第百二十条―第百三十一条)

する基準

を「第五節 削除」に改める。

」

第百条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。」を削り、「第七項」を「第六項」に、「介護職員等」を「介護職員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「介護職員等」を「介護職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「介護職員等」を「介護職員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第百二条第二項第一号中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第五節の節名を次のように改める。

第五節 削除

第一款から第四款までの款名を削る。

第百十四条から第百三十一条までを次のように改める。

第百十四条から第百三十一条まで 削除

第百三十二条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、「この条に」を「この条及び第百三十四条に」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。」を削り、「介護職員等」を「介護職員」に改め、

同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「介護職員等」を「介護職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第百三十四条第二項第一号中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第百八十二条中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第二百四十六条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護
- 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第二項中「指定居宅サービス事業者」の下に「指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第三項中「指定通所介護」の下に「指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第四条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十七年栃木県条例第十三号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第四条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第三号中「指定通所介護事業者」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）」を、「と指定通所介護」の下に「又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）」を加え、「及び指定通所介護」を「及び指定通所介護等」に改め、同条第八項中「指定通所介護事業者」を「指定通所

介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第七項」を「第六項」に改め、「関する基準」の下に「又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第二十条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準に従い市町が条例で定める基準」を加える。

第百十三条第七項中「第六項」を「第五項」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第九条第五項中「指定通所介護事業者」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者」を、「と指定通所介護」の下に「又は指定地域密着型通所介護」を、「関する基準」の下に「又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第二十二條第一項から第三項までに規定する設備に関する基準に従い市町が条例で定める基準」を加える。

附則第十一条後段を次のように改める。

この場合において、旧介護予防サービス等基準条例第九十八条第一項第三号中「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）」とあるのは「第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条において同じ。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業」とあるのは「第一号通所事業」と、「及び指定通所介護等」とあるのは「及び第一号通所事業」と、同条第八項中「指定通所介護事業者等」とあるのは「第一号通所事業に係る指定事業者」と、「指定通所介護等の事業」とあるのは「第一号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第百条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第二十条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準に従い市町が条例で定める基準」とあるのは「市町村が定める第一号通所事業の人員に関する基準」と、附則第九条第五項中「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者」とあるのは「第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条において同じ。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業」とあるのは「第一号通所事業」と、「旧指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第二十二條第一項から第三項までに規定する設備に関する基準に従い市町が条例で定める基準」とあるのは「市町村が定める第一号通所事業の設備に関する基準」と読み替えるものとする。

附則第十二条中「第六項」を「第五項」に改める。

(栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第八条 栃木県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十九年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号亦中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同号ト中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

(栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例の一部改正)

第九条 栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例(昭和三十七年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号ハ中「第七条第二十二項」を「第八条第二十八項」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第十条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第一号中「であつて」を「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)であつて」に、「を提供する」を「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供する」に改め、同条第二号中「以下同じ。)の食堂」を「又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂」に改め、「第九十五條第二項第一号」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第九十八條中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第五十一条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第六十一条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。